

全国5会場で開催された平成28年度独禁法研修会の中で、10月13日に開催された関東ブロック研修会の講演を掲載する。

講演

公正かつ自由な競争の確保 ～不当な取引制限（価格カルテルと 入札談合）の未然防止～



公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 相談指導室長

松本博明

独占禁止法研修会の講演では、「公正かつ自由な競争の確保～不当な取引制限（価格カルテルと入札談合）の未然防止」と題して、公正取引委員会の相談指導室の松本室長にお話いただいた。

松本室長は、経済憲法とも呼ばれる「独占禁止法」の基本的な考え方とその必要性のほか、違反事例、特に価格カルテルや入札談合を取り上げ、その弊害と当事者に科せられる罰則等にまで言及した。また、未然防止の取り組みとして、故意ではないものの独占禁止法に抵触する可能性があった事例を紹介して事前相談の重要性に触れ、独占禁止法へのさらなる理解と遵守を訴えた。

平成28年10月13日(木)14:00～16:00 野村コンファレンスプラザ日本橋

■講演の内容は、当日の講演からテープを原稿に起こし、講師の校閲をいただいたものです。

はじめに

本日は独占禁止法についてお話ししますが、その前に私が所属する相談指導室について少し触れたいと思います。

相談指導室では、事業活動する方が、これからこういう取り組みをビジネスにしていきたいといった場合、その行為が独占禁止法上問題ないかどうか相談を事前に受け付けて助言します。また一般に、独占禁止法上の考え方を示すという立場にあります。相談事例の中には、当人たちは良かれと思っていることが、独占禁止法に抵触するものもあります。違反の未然防止の観点から、少しでも疑問が出た場合は、事前にご相談いただければと思います。

それでは、「公正かつ自由な競争の確保」というテーマで、特に価格カルテル、入札談合の問題に焦点を当てて紹介、説明します。具体的に医薬品業界の話が出てくるわけではないのですが、他の業界や産業分野で生じた問題を聞いて自らの事業に照らしていただければ幸いです。

まず、独占禁止法におけるカルテルや入札談合について話し、次に、具体的違反事例や事前に受け付けた相談事例を紹介します。そして最後に、公正取引委員会が果たしている役割、活動について触れます。

独占禁止法とは

●経済憲法「独占禁止法」

独占禁止法は、公正で自由な競争が確保されるために事業者が守るべき基本ルールです。市場は、売り手と買い手が取引する場で、ここで公正で自由な形で活動が行われることが極めて重要です。そのために独占禁止法が制定されており、独占禁止法は、経済活動に関しての「経済憲法」と呼ばれる場合もあります。

独占禁止法が禁止事項を定めているのは、公正・



本部代表挨拶を行う卸公取協の高橋会長

自由な競争を促進するためです。皆さんが自由に、公正に活動ができるように後押しをするための法律です。

また、公正で自由な競争が確保されることは、最終的には一般消費者の利益の確保につながり、経済が民主的で健全に発展していくということにもなります。

●「独占禁止法」による禁止行為

独占禁止法では、公正・自由な競争を守るために、いくつかの行為を禁じています。1つ目が「私的独占」、2つ目が「不当な取引制限」、3つ目が「不公正な取引方法」、4つ目が「競争制限的な企業結合」です。4つ目は、合併や株式取得などによって競争が損なわれる場合、これを制限するものです。また、独占禁止法を補完する法律として、下請法、消費税転嫁対策特別措置法があります。

「私的独占」とは、他の事業者の意思決定を拘束すること、すなわち自分に従わせることで、相手方を支配する、市場を支配するものです。あるいは取引先に圧力をかけることで、市場から競争会社を排除したり、追い出してしまいう行為です。こうしたことが行われると、競争が実質的に制限され、公正・自由に取引が行えなくなるので禁止しています。つまり、ライバル会社など他の事業者が自由に活動をできないような形で力を加える、排除する行為を独占禁止法は禁じているのです。



公正かつ自由な競争の確保をテーマに開催

● 不当な取引制限

「不当な取引制限」とは、複数の事業者または事業者団体等が、価格や生産数量などを取り決めて競争を行わないようにするものです。「価格カルテル」「入札談合」などが、この「不当な取引制限」にあたります。「カルテル」「入札談合」は、事業者団体の内部で行われることもあります。

「カルテル」は、価格や供給量などを事業者の間で協定し、互いに競争をしないようにするものです。例えば、A社、B社、C社が、ある同種の商品をつくっているメーカーだとして、話し合いで商品の価格を決めてしまうことです。

最近よくある取り組みとして、共同配送の例があります。本来、それぞれの企業が自らのルートで配送することになっていますが、相互に顧客を奪い合わないようにするためであったり、供給量を調整したり制限するために共同配送を行うという場合には、競争を阻害する側面が生まれてきます。もちろん問題がないものもありますが、独占禁止法上問題とされる面もあり得るということを覚えておいていただきたいです。

事業者や事業者団体が商品の価格や販売、生産数量などを共同で取り決め、競争を制限するカルテルは、紳士協定、口頭での約束、黙示の合意など、その形式を問いません。いずれにしても、お互いに「競争をやめましょう」という合意、取り決めが行われることを問題にします。こうしたカル

テルが行われると、商品の価格が不当につり上げられることがあります。また、本来されるべき競争が行われないため、経済が停滞することがあります。

「入札談合」の典型例は、国や地方公共団体などが公共工事の入札を行う際に、入札業者が事前に相談して、誰が受注するか、いくらで入札するかを決定してしまう行為です。また、入札にあたって、順番にそれぞれ落札できるような形でルール設定をすることがあります。このように、本来、公正・自由に競争をすべきところをお互いの話し合いで競争をやめてしまうものです。

入札談合の弊害は、競争が行われていれば、各々の企業で独自の取り組みがなされ、より安く発注できた可能性をなくす点にあります。特に国や地方公共団体が発注するものは、税金の無駄遣いにつながりかねません。公共の利益を損なう非常に悪質な行為とされています。

また、事業者間のみでなく団体の取り決めとして行われる場合もあります。事業者団体は、事業者の共通の利益を増進する目的で集まっています。それが、業界一般の利益向上についての活動ならばいいのですが、競争しない方向に働いてしまうと、独占禁止法上の問題になってきます。そこで独占禁止法では、事業者の禁止行為と、事業者団体の禁止行為をそれぞれ規定しています。

カルテルや入札談合は、世界中で厳しく規制され、取り締まられています。

● 独占禁止法の例外「消費税転嫁表示カルテル」

一方で、一部の行為については、独占禁止法の問題とならず、適用を除外されているものがあります。それは「消費税転嫁カルテル」「消費税表示カルテル」です。

消費税の転嫁、表示カルテルは、特別措置法があり、これにより、独占禁止法から除外されています。円滑、適正な消費税の転嫁のために必要であるとして認められていますが、特別措置法なので、期間の制限があります。また、公正取引委員

会に事前に届け出をすることが必要です。一定の期限において、一定の手続きを踏むという下で、カルテルに当たる行為であっても認められるのが、消費税転嫁に関してのカルテルです。

消費税の導入時にも、同様の特別措置法がつけられました。

●社会的厚生への損失

市場で公正で自由な競争が行われることで、消費者やユーザーに様々な商品・サービスを届けられ、また商品・サービスの開発、改良が行われていきます。競争が企業の努力や企業マインドの原動力になります。

一方、カルテル、入札談合が行われると、市場メカニズムが働かず、価格や品質について企業は努力をしなくなります。このように、企業が改善努力して品質を向上させようとせず、価格をつり上げて、自らの利益のみを追求することになると、社会全体や消費者の利益になりません。

こうしたカルテルや私的独占の弊害について、経済学の観点から説明します。商品やサービスの提供状況は、価格、数量により変化します。例えば、異なった価格に対して何個の需要があるかを示す需要曲線があります。仮に生産・販売にかかる1単位あたりの費用を40円とした場合を考えてみます。競争があれば、40円より高い価格がついていると、より安い価格を提示して販売を増やそうとする企業が出てくるはずですが、経済学から見ると、最終的に40円の価格で市場では取引されると予測されます。これを「完全競争均衡」と言います。

価格が40円の時、60人がこの商品を購入するという需要曲線があるとします。ここで独占企業、あるいはカルテルを結んだ企業が、この商品について70円の価格をつけると、1単位あたり40円のもので70円になるので、企業には30円の利潤となります。ただし、価格を70円に引き上げると、数量は60人から30人に減ると予測されます。それでも30円高く売れるので、 $30円 \times 30個$ で企業は900円

の利潤を得ることができます。

このように、独占やカルテルの状態では、競争が行われるときよりも高い価格で供給されます。さらに、生産量も少量になります。こうして、消費者に高く買わせて、その分を独占企業、あるいはカルテル企業の利潤にするわけです。

また、40円であれば60人が買えたものが、70円になったので買える人が30人になってしまったということも問題です。40円ならば買えた人にとっては、70円になったために買えなくなったわけですから、購入できなかった消費者が余剰(利益)を得る機会を失ったことになります。独占・カルテルによる「社会的厚生への損失」です。

つまり、より多くの人により安い価格で提供・供給できたものが、より少ない消費者に高い価格で供給されることになります。こうした価格と販売個数の関係は、40円なら60人、50円なら60人よりは少なく70円の時よりは多いというように変わってきます。最終的に、70円にされたために、30人しかこの商品を買えなかったことになります。経済学からの観点でも、独占・カルテルは社会の非効率であり、社会全体として利益を失うことになるのです。

さらに、独占・カルテルが行われると、新商品を開発して市場に送り出そうとか、ライバル会社よりもより魅力的な商品を消費者に供給しようというインセンティブ(動機付け)が弱くなります。特に努力しなくても、品質がそれほど良くななくても、ライバル会社と手を結んで価格をつり上げて、商品が売れるからです。

またメーカーでは、新しい生産工程を発明して他社よりも安い価格で販売しようというインセンティブも弱くなります。こうしたことが行われると、経済全体で停滞が生じ、研究開発やイノベーション(革新)などが生み出されない状態になってしまうという問題があります。

こうした問題点があるので、独占・カルテルによる社会的厚生への損失、社会全体の利益が失われないようにする必要があります。そのためには、競



会場をぎっしりと埋めた聴講者

争的な市場の環境維持・促進が不可欠です。そこで、独占禁止法を中心とした「競争政策」を行っているのです。

●違反者への処罰・処分

では、独占禁止法に違反した場合、どのような規制、措置がとられるのでしょうか。

私的独占や価格カルテル、入札談合などは法律上犯罪です。価格カルテル、入札談合を行うと、行った個人は、5年以下の懲役または500万円以下の罰金、あるいはその両方が科されます。企業に対する罰もあり、5億円以下の罰金が規定されています。公正取引委員会は、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質または重大な事案、違反を繰り返しており行政処分では本目的の達成が困難だという場合においては、刑事罰を科すための告発をしています。

最近の事例では、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者間での談合事件があります。

東日本大震災後、高速道路などの復旧工事を行う工事の発注がされました。そのとき、建設会社間で事前に誰が受注するか、どの程度の価格で入札するかということが内々に取り決められていました。公正取引委員会が告発して、企業には1億2000万円から1億8000万円の罰金、社員には懲役1年2か月から1年6か月、執行猶予3年の刑が

出されています。

北陸新幹線の融雪・消雪基地機械設備工事の談合事件でも企業や社員に刑事罰が出されています。告発される件数は、全体からみれば少ないですが、悪質重大な事案には刑事罰をもって対応しています。

企業によるカルテル、談合だけでなく、特に入札のときに起こる、いわゆる官製談合もあります。官側、つまり発注者側が談合に関与する、談合するように働きかけるということもあります。こうした問題があり、平成15年に議員立法で、入札談合等関与行為防止法が制定されました。これは、公正取引委員会が発注機関職員の関与を発見した場合、その機関の長に改善要求をし、入札談合への関与をなくすように措置してもらうものです。制定当時、刑事罰は用意されていませんでしたが、その後、事件が次々と発覚すると、刑事罰も規定されました。関与した発注側の職員に対して5年以下の懲役または250万円以下の罰金が科せられます。

カルテル、入札談合の違反者には、刑事罰のほかには行政処分もあります。その1つが排除措置命令です。公正取引委員会が当該違反者に対して、違反行為が排除される、なくなるように措置されるための命令を行うものです。具体的には、その行為をやめること、行為をやめたことについて経営幹部がしっかり意思決定し明示をすることなどです。

また、違反すると、課徴金納付命令によって、課徴金を支払うように命ぜられます。これは、違反者に課徴金を課すことで、違反行為を防止するねらいがあります。

例えば、不当な取引制限、いわゆる価格カルテルや入札談合を行うと、製造業、小売業、卸売業の区分はありますが、違反した商品・サービスの関連する市場での売上高に応じて課徴金が課せられます。製造業の大企業ならば違反した商品・サービスの売上高の10%が課されるのです。

なお、海外において、例えばEUでは、前年度の世界中の総売上高の10%以内の制裁金が課される

といったように、基準となる部分が高く規定され、制裁金が高額になることがあります。

●課徴金減免制度、企業のリスク

課徴金に関連して減免制度があります。カルテル、入札談合は、話し合いが密室で行われる場合があります。そのため、違反行為を自ら申し出てきた者に対しては課徴金を免除する、ないしは50%、30%の減額をする制度を設けています。平成18年からこの制度を入れました。当初、仲間を売るような行為・制度は日本に根付かないのではないかと言われましたが、いざ施行されると、多くの申請があり、威力を発揮しています。平成27年度、減免申請が102件あり、導入以来、938件の申請があります。こういった手法も取りながら公正取引委員会としては、事案の解明、違反行為の排除を進めている状況です。

参考までに、不公正な取引方法の規制についても紹介します。例えば、不当廉売、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売といったものです。こうした行為は、公正・自由な競争をゆがめる、公正な競争を阻害するおそれがあるような行為である「不公正な取引方法」として、禁止、規制されています。

不公正な取引方法については、以前は排除措置命令という行政処分が行われるだけで、課徴金納付命令がありませんでした。平成21年の法改正により、一部の行為は、課徴金納付命令の対象になりました。例えば、優越的地位の濫用の行為には課徴金が課されます。行政処分のほかに、不公正な取引方法の禁止規定に違反する行為の被害者、つまり具体的な行為を行われた側から当該行為をやめるように差止請求をすることもできます。行政的な対応と民事的な対応の両面ができます。

さらに、民事的な対応の一つに、被害を受けて、相手方に損害賠償請求を行います。その際、訴える側は、通常、加害者の故意または過失によって損害が生じたことを主張・立証しなければなりません。しかしながら、独占禁止法違反、例えば価格カルテル、入札談合、私的独占によって損害

を被った場合は、公正取引委員会が行政処分を行い、処分が確定していれば、被害側が故意・過失を立証せずに損害賠償請求ができることになっています。これを「無過失損害賠償責任」と言います。

そのほか、違反企業側のデメリットとしては、例えば、入札談合を行えば、発注機関から入札資格を停止されたり、株主から代表訴訟を提起されるというリスクや、経営責任を問われるリスクもあります。違反者は、いろいろな形で大きなリスクを負うことになるのです。

独占禁止法の違反事例

●コンデンサのカルテル事件

次に、独占禁止法の具体的な違反事案を紹介します。他の業界の事案ですが、参考にしてください。

1つ目の事案は、コンデンサに関するカルテル事件です。コンデンサは携帯電話やPC、TVなど、国民生活に密接に関連のある商品、多種多様な製品に使われている電子回路に使用する電子部品です。このコンデンサについて、コンデンサメーカーが話し合いを行って、価格の値上げを決定したというものです。

具体的には、メーカー間でマーケット研究会という会合を設けて、その中で毎月研究会を開催するなどして話し合っていました。また、研究会に参加しない者については、別途研究会の会合外で、これから価格を引き上げますということを伝えました。こうして共通の意思を形成して、コンデンサの販売価格を共同で引き上げようとしたものです。

本件は、違反認定を行った結果、約67億円の課徴金納付命令が出ました。業界内の会合を通じて意思を通じ合い、価格を引き上げることが行われると、独占禁止法の不当な取引制限、カルテルの問題として処分されます。



具体事例も挙げながら分かりやすく話す松本室長

●北陸新幹線設備工事の入札談合

もう1つの違反事案は、北陸新幹線の消融雪設備工事に関するものです。雪深い地域なので、雪を溶かす設備を要するのですが、その工事の入札が行われた際、入札談合が行われた事案です。入札にあたり、特定の者たちが、受注調整をしようと、会合を開きましょうと他の者に呼びかけて、11社を集めました。その会合で、具体的な談合のルール設定をしたというものです。

11社は、順番に受注予定者を決めていこうとしたほか、その順番もあらかじめ決めていました。また、順番を変更する際には、各社間で協議して変更するといった細かなことまで申し合わせていました。つまり、受注予定者(順番の者)以外は、受注予定者がきちんと受注できるように、入札価格を高め設定するなどして自分が落札しないようにしたのです。こうして、この工事における各社間の競争を実質的に制限したため、行政処分と刑事告発が行われました。合計で10億3400万円強の課徴金が課されました。

こうした具体的な違反行為による問題への対処として、課徴金や刑事罰といった結果が生じることを知っておいてほしいと思います。

●事前相談事例

続いて、具体的な事件ではありませんが、当方が事前に相談を受けた中で、問題のおそれがある

とした事例を紹介します。

この事例は、浄化槽の水質検査、保守点検および清掃の料金に関するものです。仮にX協会としますが、ある県に所在する浄化槽の水質検査業者、保守点検業者、清掃業者を会員とする団体で、団体会員がその県の90%のシェアを有しています。つまり、ほとんどの企業がX協会に加盟している状況です。浄化槽法により、浄化槽を管理する者は定期的に水質検査や保守点検をしなければいけないのですが、それをきちんと行う浄化槽管理者は少ないのが現状でした。そこで、県では、水質検査、保守点検、清掃の実施率を高めるために、浄化槽の水質検査、保守点検、清掃業務を一括して契約締結することを推奨しています。

こうした背景の下で、X協会が、一括契約を推進するために、水質検査、保守点検、清掃の標準料金表を作成することを検討した事例です。

事業者団体の活動として、浄化槽の水質検査、保守点検、清掃の実施率向上という目的があるのは事実ですが、一方で、X協会として一定の標準価格、目標価格等、価格設定の基準となるものを決定してしまうと、X協会に加盟する各社はその標準価格で取引を行うこととなります。本来、価格設定は、それぞれの企業で自由に設定すべきなのですが、団体として価格を決定することで実質的な価格競争をやめてしまうこととなります。それは、独占禁止法に違反することとなります。

本件については、事前に相談を受けたので、X協会が会員の価格設定の基準となるものを設定すると、独占禁止法上問題になることと伝えて、取り組みの変更をしてもらいました。

特に価格設定については、自由な取引、自由な競争という点をしっかりとご認識いただければと思います。

次に、皆さんと比較的近い業界として、医療機器メーカーの団体から相談を受けた事例を紹介します。

この協会は、医療機器メーカーを会員とする団体です。特定の医療機器Aのメーカーすべてがこ

の団体に加盟しています。医療機器Aという商品は、定期的な保守点検が必要で、数年ごとにバッテリー等の消耗品の交換が必要というメンテナンスが大切な商品です。医療機器メーカーは、それぞれ医療機器Aやその消耗品、メンテナンスに必要な部品を製造し、ユーザーである医療機関等に供給、販売をしている状況です。

この医療機器Aは高額であることから、中古品を扱う事業者もいます。これまで医療機器Aのメーカーでは、ユーザーから消耗品の発注があった場合、ユーザーの機器が中古品であるか否かにかかわらず、それぞれ消耗品を販売していました。しかし、中古品は、保守点検が行われていない可能性があり、安全性を確保できないのではないかと、この協会に加盟する会員に対して、今後、中古品のユーザーへの消耗品の販売は禁止することを検討していました。事業者団体としてこうした取り決めを行うことについて、独占禁止法上問題はないか、という相談を受けました。

独占禁止法上の考え方では、事業者団体の行為として、顧客や販路等に制限を行い、それにより市場における競争を実質的に制限することは違反に該当します。この協会に対しては、中古品使用の安全性確保について、別途中古品の保守点検の有無を確認すれば足りるので、安全性の確保ができる別の方法を検討するように助言しました。それをせずに、保守点検を受けているか否かにかかわらず、中古品であるから消耗品は供給しない、販売しないということになると、販売禁止の合理性がなく、こうした制限を団体として決定するのは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答しています。

なぜなら、中古品の販売業者は、中古品を買い取り、ユーザーへ販売するわけですが、中古品ユーザーには消耗品を販売してもらえないということになると、中古品販売業者は市場から排除される可能性があります。中古品販売業者も、一企業として自由に販売活動、事業活動を行える立場にあるのですから、それを、こうした団体の行為

によって制限することは、独占禁止法上の問題となります。

以上、相談事例を紹介しました。

公正取引委員会の役割

●市場の番人

ここからは、公正取引委員会の役割について紹介します。公正取引委員会は、独占禁止法、下請法等を運用して、公正・自由な競争を確保しています。「市場の番人」とも言われています。

公正取引委員会は、1名の委員長、4名の委員の5名から成る委員会で、合議制の機関として設置されています。内閣府の外局として、内閣総理大臣の所轄に属していますが、公正取引委員会の委員長および委員は独立してその職権を行うことになっています。つまり、具体的な法執行、違反事案を見つけて処分を行う際、委員長、委員が独立した判断を行います。その処分や判断の中立性、公正性が守られています。

独占禁止法は昭和22年に制定されました。来年で70年を迎えます。価格カルテル、入札談合、私的独占、不公正な取引方法等は問題であるという骨格部分はほとんど変わりありませんが、法律を強化するための改正が幾度か行われています。

独占禁止法の違反事件について、公正取引委員会の処理対応ですが、平成27年度は合計9件の法的処置をとり、延べ数で39の事業者等に命令を下しています。近年、件数は減少傾向にありますが、問題があれば厳正に対処していくということで、平成27年度は、入札談合・受注調整について5件、価格カルテルについて2件、事業者団体の行為について2件の措置を行っています。課徴金は、平成27年度は延べ31の事業者に対して総額約85億円の納付命令を出しました。

●国際カルテル等への対応

近年、国際的な問題として、国際カルテルや国際合併事案等が生じています。これに関して、世

界の国や地域で連携・協力して、対応していこうとしています。日本の公正取引委員会もそのメンバーとして、世界各国の独占禁止当局と連携して対応しています。

独占禁止法・競争法は、世界中に広がっています。OECD加盟国34か国が競争法を有しています。それ以外にも、独占禁止法・競争法を制定する国・地域は、年々増えています。平成28年4月末現在で、120の国・地域から133の当局が「国際競争ネットワーク」に参加しています。このように、世界全体を見ると、独占禁止法・競争法を有し、運用し、カルテルなどの問題に対応していく状況が広がっています。

カルテル・入札談合の問題は、日本だけで問題とされているものではありません。世界中で同様の行為があれば、世界各国の当局がそれを規制する、制限することになっている点もご認識いただければと思います。世界で活動する企業においては、日本の法律だけでなく外国の独占禁止法・競争法も頭に入れて、対応あるいは行動を検討していかなければいけません。

公正取引委員会では、各国当局間での連携により、公正・自由な競争が確保されるよう取り組みを進めています。

●違反の未然防止

先ほど、官製談合事案を紹介しましたが、入札にあたって談合に関与することがないように、公正取引委員会として発注官庁に働きかけをしています。研修会を開催したり、講師を派遣したり、担当官会議を開くことで、コンプライアンス(法令遵守)の意識の徹底を図っています。こうした取り組みを通じて、入札談合をなくすように尽力しています。

カルテル・入札談合は、それが行われる前に未然に対応できれば一番よいわけです。そこで公正取引委員会では、独占禁止法違反等の未然防止を図るために、事業者、事業者団体から、これから実施しようとする具体的な活動について相談を受

け付けて、それに対応した説明や助言をしています。平成27年度は事業者からの相談1182件、団体から199件、合計1381件の相談を受け付けました。事前に相談を受け付けるのは、自らが、これから行おうとする行為に対してのみです。他者の行為やすでに行われている行為については、事前アドバイスで未然に防ぐことができないので、相談対応からは除外されます。

また、公正取引委員会では、それぞれ相談等の窓口を置いています。相談指導室のほか、不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用については企業取引課に窓口を置いています。相談ではなく、違反事実があるのではないかとといった情報提供を受け付ける窓口も置いています。消費税の転嫁対策に関しては、消費税転嫁対策調査室が窓口として設置されています。

公正取引委員会は全国に7つの地方事務所・支所があり、沖縄にも内閣府の下に公正取引室が設置されています。日本全国で問題に対処し、同時に相談の対応もしています。独占禁止法に触れることのないように、事前に相談いただければ、当方で助言ができる部分もあるので、そうしたことも検討していただければと思います。

最後に、いろいろなメディア、インターネットツールなどで情報発信もしています。こうした参考情報も入手しながら、公正取引委員会の活動、そして独占禁止法についてのご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

以上で、本日の話を終えさせていただきます。ご清聴誠にありがとうございました。

質疑応答

質問 昨今、ニュース等で盛んに報じられている豊洲市場のことで見解をお聞きしたいです。報道によると、建物建築工事の入札において、当初の予定価格600億円程度のときには不調に終わり、その後、いろいろな申し送りが行われて1000億円程度に予定価格が上がって落札になったそうです。

しかも、その落札価格が予定価格の99.9%だとか99.8%だとか言われています。予定価格を変更するにあたり、どんな申し送りがされたのかはわからないのですが、これはカルテル行為にあたるのでしょうか。また、どんな形で申し送りすると、カルテルとされるのでしょうか。さらに、この予定価格の落札価格から推測すると、談合が疑われているといった報道もされています。その点についての見解を教えてください。

松本 個別事案について直接的に私の考え方を申し上げるのはこの場では差し控えたいと思いますが、一般論で説明したいと思います。

入札にあたり、予定価格は、予算等の問題もありますから、発注側内部で設定します。一方、入札する事業者側、企業側も、工事内容などの積算に基づいて入札価格を決定していきます。積算した価格で入札した結果、当初の予定価格を上回るということはあり得る話だと思います。発注者側の積算と業者側の積算の相違があるからです。それ自体は不思議ではありません。

また、発注側として、入札が不調に終わった結果、予定価格を変更することも通常の対応としてはあり得ることです。実際に必要となる工事が行われないことで、国民生活、あるいは市民生活に不便が生じるなら、工事を施工してもらわなければならないからです。ただし、そうした中で、発注者側が予定価格を事業者側に伝える、あるいは情報伝達するということが行われ、その情報を基に、受注者側間で、受注予定者を誰にするかとか落札価格をこのくらいにしようという決定がなされると入札談合となります。また、発注者側の関与があれば、官製談合として問題になります。

具体的な事案についてどうかということは、事実関係が不明なので申し上げられませんが、公正取引委員会は、入札談合事案において、事実や証拠に基づき、それを法に照らして、問題があれば厳正に対処しています。

質問 課徴金減免制度についての質問です。これは申請することで適用されますが、例えば、同じ



真剣に耳を傾ける聴講者

日に3社とか5社が申請した場合、順番はどういう形で決めるのですか。課徴金減免制度では、1番目は全額免除、2番目は50%減額、3～5番目は30%減額となっており、申請の順番はとても大事だと思います。

松本 課徴金減免制度は、ご指摘のとおり順番が重要です。一番違うだけで、減額率が変わってきます。制度発足から、申請をファクシミリで送ってもらい、その打刻時間によって順番を明らかにするという対応を取っていますので、同時に情報が届くことはありません。

一方で、変更になった点もあります。同一グループの企業間や親子事業者であっても、以前は、それぞれに順番がつき、減免額が違う、あるいは順番に入れず減免されないといったことがありました。これは、それぞれを別法人としていたからです。しかしながら現在では、同じグループは一企業体として扱い、両方とも減免されるという対応になっています。